

北海道立高等学校への入学時に保証人に求められる 保証の範囲の明確な記載について —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた参考連絡—

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：曾根 理之 弁護士）に諮り、令和4年2月17日付けで、同会議の主な意見について、北海道教育委員会に参考連絡しました。

- (注) 1 この資料は、当局が北海道教育委員会に参考連絡を施行した令和4年2月17日時点の情報に基づき記載しています。
- 2 北海道教育委員会では、保証人の保証範囲（極度額）を定める等の措置を盛り込んだ北海道立高等学校学則の改正を実施済み（令和4年2月28日公布、同年4月1日施行）です。

【端緒となった行政相談の要旨】

甥が道立高校に入学をすることになったので保証人となったが、保証人としてサインをする誓約書には、「上記本人に係る一切の責任を引き受けます」との記載のみで、保証人としての保証の範囲が明確となっていない。誓約書における保証人の保証の範囲を明確に記載してほしい。

制 度 の 概 要

- 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が令和2年4月1日から施行されたことにより、保証人の保護の観点から、民法第465条の2第2項において、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めていない個人根保証契約^(注1)は無効とされている。
- 文部科学省は、民法の一部を改正する法律等が施行されたことを受け、各都道府県私立学校主管部課等と各国立大学法人担当課宛てに事務連絡^(注2)を发出し、改正に伴う留意点として次の事項を示している。
 - ・ 学生が負う各種債務（不特定の場合に限る。）を主たる債務としてその保護者等との間で締結される保証契約は、個人根保証契約として極度額の設定等の対応を行うこと（各都道府県私立学校主管部課等宛て事務連絡）
 - ・ 現行の保証人契約に不備がないか確認し、保証人契約の必要性についても今一度検討するとともに、仮に保証人契約を締結する場合には、保証人に求める金銭債務に係る保証内容や学生の身上に係る役割を具体的に記載するなどの措置を講ずること（各国立大学法人担当課宛て事務連絡）

(注)1 個人根保証契約とは、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって、保証人が法人でないものである。

2 「民法の一部を改正する法律等の施行について（周知）」（令和2年6月3日付け各都道府県私立学校主管部課等宛て文部科学省高等教育局私学部私学行政課発出事務連絡）及び「国立大学への入学時における保証人契約の適正化について」（令和3年2月25日付け各国立大学法人担当課宛て文部科学省高等教育局国立大学法人支援課発出事務連絡）を指す。

当局の調査結果

○ 北海道立高等学校入学時に保証人が提出する誓約書の内容

北海道立高等学校^(注)（以下「道立高校」という。）への入学を許可された者は、北海道立高等学校学則（昭和26年5月15日教育委員会規則第8号）第16条に基づき、入学後14日以内に保証人を定め、誓約書（下表参照）を校長に提出しなければならないこととされている。

誓約書における保証人の保証の範囲は、下表のとおり、保護者と保証人の署名の下に、「上記本人に係る一切の責任を引き受けます」と記載されており、「極度額」の記載はない。

保証人は、北海道立高等学校学則第17条において、「保証人は、学校に対し生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない」とされており、保証人が責任を負う場合として、同条第2項において、「保証人は、保護者に事故があるときは、これに代わって生徒の補導を行い、学校に対し、生徒に関する身分上及び財産上の一切の責任を負わなければならない」とされている。

（注） 全191校のうち次表の誓約書を使用する190校（全日制159校並びに全日制及び定時制併置校31校）を指す。

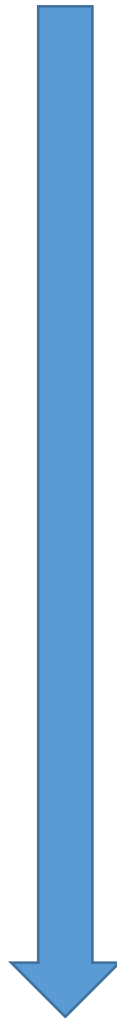


表 北海道立高等学校誓約書（様式）

誓 約 書	
令和 年 月 日	
北海道	高等学校長 様
現住所 (生徒署名)	
私は、北海道	高等学校の生徒としての本分に反しないことをここに誓います。
保護者 現住所 生徒との関係 職 業 (署名) 年 月 日生	
保証人 現住所 生徒との関係 職 業 (署名) 年 月 日生	
上記本人に係る一切の責任を引き受けます。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。
注 様式の外周線は、用紙の大きさを示すものである。

(注) 北海道立高等学校学則別記第4号様式による。

○ 北海道教育庁担当者の説明

申出を受け、令和3年7月及び8月に当局が北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係長から、誓約書における保証人の位置づけや保証人に求める保証内容について聴取したところ、道立高校の入学時における保証人の位置づけは、生徒に関する責任は基本的に保護者にあり、保証人は保護者の補助的又は補完的な役割であると説明を受けた。

また、保証人に求める保証内容としては身分上の保証と財産上の保証があり、身分上の保証は生徒及び保護者の身元保証であり、財産上の保証は生徒の授業料や備品の損壊等における損害賠償等に対するものであると説明している。

行政苦情救済推進会議の主な意見

- ① 民法の改正内容を踏まえると、保証人に補完的に財産上の責任を求めるのであれば、誓約書に極度額の記載が必要ではないか。
- ② 保証人に財産上の保証まで求めず、身分上の保証（いわゆる身元引受）のみを求めるのであれば、民法上の保証人を連想させるような「保証人」という名称を使うのは避けた方がよいのではないか。
- ③ 保証債務の範囲がはっきりしないために困っている人がいるのだから、できる限り早期に民法改正を踏まえた誓約書の様式の見直しを行う必要があるのではないか。

【行政苦情救済推進会議とは】

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域の重要な問題等の改善方策等について、高い識見を有する公平な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国 11 か所の管区行政評価局・行政評価事務所で開催
- 北海道管区行政評価局では、昭和 56 年 8 月から開催

〔行政苦情救済推進会議の構成員〕（令和 4 年 2 月 17 日現在）

座長 曾根 理之（弁護士）

原田 伸一（札幌大谷大学社会学部非常勤講師）

神谷 章生（札幌学院大学法学部教授）

宮脇 淳（北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授）

西田 史明（札幌商工会議所理事・事務局長）

星 政良（北海道行政相談委員連合協議会会長）

平間 育子（北海道女性団体連絡協議会会長）

まぐみみ北海道



行政相談マスコット
キクン

総務省行政相談センター

(問合せ先)

総務省 北海道管区行政評価局
総務行政相談部 首席行政相談官室 間

電話：011-709-1803（直通）

FAX：011-709-1842

E-mail：hkd32@soumu.go.jp